

介護保険の要支援認定者の方に対する 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）、 移動支援のご案内

要支援１・２と認定された障害者の方が、介護予防サービスのみでは支援が確保できない場合、一定の要件を満たした場合には障害福祉サービス等を利用することができます。

支給決定できる場合

以下の要件をすべて満たす方

- ①申請する障害福祉サービスの支給要件（居宅介護または重度訪問介護または移動支援）を満たす方
- ②介護保険制度において要支援１・２の認定者で、以下のいずれかのサービスがケアプラン上位置づけられる方
要支援１の場合・・・予防専門型訪問サービスまたは生活支援型訪問サービスの利用区分が「週２回」
要支援２の場合・・・予防専門型訪問サービスまたは生活支援型訪問サービスの利用区分が「週２回超」
- ③障害固有の事情により、介護予防サービスのみでは支援が確保できない方

※上記とは別に、介護保険制度にはない障害福祉独自のサービス内容が必要な場合（視覚障害の方に対する代読・代筆、余暇活動のための外出支援など）も、支給決定が可能です。

＜お問い合わせ先＞
各区役所福祉課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）
または健康福祉局障害者支援課認定支払係